

## 第69回

## 定時総代会の開催概要

平成28年7月5日に経団連会館(東京都千代田区)の2階国際会議場において、第69回定時総代会を開催いたしました。当日は123名の総代にご出席いただき(委任状による出席を含めて145名)、報告事項について説明後、決議事項の審議を行いました。

総代の方々から、次頁のとおりご質問をいただきました。

また、総代会の様子は、13名の社員(ご契約者)の方々にも傍聴いただきました。

項 目	開 催 内 容
開 催 日 時	7月5日(火) 10時00分～11時28分(所要時間88分)
出 席 者 数	123名(総代数147名、出席率83.7%) (他に委任状22名、委任状込で合計145名、出席率98.6%)
議 長	代表取締役社長 佐藤 美樹
議 題	[報告事項] 平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告 ならびに相互会社制度運営報告の件 [決議事項] 第1号議案 平成27年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 基金の再募集の件 第4号議案 定款中一部変更の件 第5号議案 評議員11名選任の件 第6号議案 取締役10名選任の件 第7号議案 監査役1名選任の件
質 疑 応 答	事前質問5名(質問数7問)、席上質問2名(質問数2問) 合計7名(質問数9問) 質疑応答の所要時間34分 回答者 議長または議長が指名した役員
質 問 事 項	1. 事前質問 ①日本銀行のマイナス金利政策の影響について(3問) ②経常利益の減少理由について ③大地震等の大災害が発生した場合の対策について ④保障目的に特化した保険の開発および家族型の保険や家族で保険に加入した場合の保険料割引制度について ⑤会計監査人の再任理由について 2. 席上質問 ①女性の活躍推進や女性リーダー比率の目標達成に向けた取組みについて ②保険金受取人に指定できる親族の範囲について
傍 聴	傍聴者数13名(全て議場内傍聴)

# 第69回 定時総代会 質疑応答

## I. 事前質問



**質問 1** マイナス金利について、どのような影響がありますか。

**質問 2** マイナス金利の影響で、銀行業界では国債離れや運用業務の提携等、運用の分野で動きが活発化しているようです。マイナス金利や銀行業界のこういった動きは生命保険業界にも影響を与えますか。

**質問 3** マイナス金利下であり、債券、コール、企業への貸付等での運用は厳しいと思われませんが、長期的な見通しと、当面の対策についてお伺いします。

回 答 佐藤社長

平成28年2月の日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入以降、日本の国債金利は大きく低下しており、足下では、10年国債金利はマイナスの状態で推移しています。また、日本銀行は、2%の物価安定目標が達成されるまで、現在の金融緩和姿勢を維持する方針としており、当面の間、国内金利は低位での推移が見込まれています。

マイナス金利という状況は、生保会社にとっても厳しい環境であると認識しています。

まず、当社の資産運用面については、保有している国内公社債は満期までの平均残存年数が10年超と期間の長い債券が中心であり、これから数年内に満期を迎える公社債の額は限定的です。したがって、直ちに利回りが低下することはありません。また、公社債の満期到来分の新しい運用先としては、国債ではなく、相対的に利回りの高い外国債券等の資産へ配分すること等により、利回りの低下を抑える方針としています。さらに、当社の運用子会社である朝日ライフアセットマネジメント株式会社を活用すること等により、資産運用の高度化に取り組んでいます。マイナス金利が長期間継続した場合には、資産運用面への影響が徐々に拡大するものの、その場合においても、運用利回りが急速に低下することはないように努めてまいります。

次に、商品面については、当社は、金利情勢を受け、残念ではありますが、本年4月より一時私の貯蓄性商品を販売停止しました。なお、当社は、金利の影響をあまり受けない第三分野を中心とする保障性商品に注力しており、貯蓄性商品の販売のウェイトは小さいことから、保険業績面で大きく影響を受けるものではないと考えています。

このような取組みを通じて、厳しい運用環境下ではあっても、収益確保に努めてまいります。

マイナス金利に関するご質問への回答は以上のとおりですが、英国のEU離脱に関する当社への影響についても、あわせてご説明します。

今回の英国のEU離脱という投票結果は、金融市場にとって想定外であったことから、世界的な株価急落と急速な円高進行を招きました。

当社に関しては、これまでに株式残高の削減を行ってきたことや、外貨建債券についてほぼフルヘッジを行っていることから、現在のところ、影響は限定的です。

現在、市場は少し落ち着きを取り戻していますが、英国のEU離脱が実現するためには、EUとの交渉等により2年以上の長い時間を要することから、不安定な状況が継続するリスクが考えられます。

また、金利の低下、円高が一段と進行し、資産運用の環境は厳しさを増していることから、当社としては、運用方針や商品政策に関して適切な対応を講じてまいります。

**質問 4** 経常利益が大幅に減っていることについて、「有価証券売却益が減少したこと等から」と説明されています。もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。この大幅減をどう評価されていますか。

回 答 木村取締役

平成27年度決算において、経常利益は148億円となり、前期に比べ358億円減少しました。減少の主な要因は、キャピタル損益が253億円減少したことです。

キャピタル損益には、有価証券の売却によって実現する有価証券売却損益や、有価証券の時価が著しく下がった場合に評価差額を当期の損失として処理する有価証券評価損等が含まれており、マーケット環境の影響を受けるため変動が大きくなる傾向があります。

平成27年度のキャピタル損益の減少は、主として有価証券売却損益の減少によるものであり、国内公社債の売却益が前期に比べて155億円減少したことや国内株式の売却損を計上したことが主因となっています。まず、前者の国内公社債については、当社では、お引き受けしている生命保険契約が長期にわたっていることを踏まえ、保有債券の平均残存年数についても、期間の短い債券を売却し期間の長い債券に入れ替えること等により、段階的に長期化を進めています。この入替売買の規模は年度によって異なりますが、平成27年度はこの入れ替えを進めた前期に比べ、入替売買の規模が小さく、この結果、売却益も減少しました。

また、後者の株式については、マーケット環境が悪化する中、株価下落のリスクを抑制するため、保有株式の一部を売却したことにより、国内株式の売却損を計上したものです。

キャピタル損益は、生命保険会社の資産運用の一環として生ずるものであり、事業会社とは異なり、生命保険会社では経常利益に含まれています。このため、生命保険会社の経常利益は、マーケット環境の影響等を受け、年度によっては、一時的に大きく変動することがあります。

なお、営業面においては、当社が注力する保障性商品の保有契約は着実に増加しており、生命保険会社の基礎的な期間収益を表す基礎利益についても、概ね前年度並みの水準を確保しています。

以上のとおり、平成27年度の経常利益の減少は、キャピタル損益の減少という一時的な要因を主因とするものであり、当社の基礎的な収益力は安定的に推移しているものと考えています。今後とも、保障性商品の保有契約の着実な増加を通じた基礎利益の安定的な確保に努めてまいります。

**質問 5** 最近の熊本での地震等、ここ数年大きな地震が起こっていますが、お客様や従業員に対して地震等の大災害が起こった時の対策を立てていますか。

回 答 山下取締役

ご質問への回答に先立ち、熊本の地震による当社への具体的な影響について補足します。

まず、死亡保険金・災害保険金の支払実績はありませんでした。入院給付金等の給付金については、19名の方に221万円をお支払しています。

一方、当社従業員の被災状況については、ケガ人が4名。発生直後は、熊本支社の職員の約2割にあたる58名が避難生活となり、現在でも、1名が避難生活を継続している状況です。なお、営業所等の店舗については大きな影響はありませんでした。

次に、ご質問の「お客様や従業員に対して対策を立てているか」という点について説明いたします。

当社は、二つの目的、すなわち、①お客様に対して保険金等のお支払を滞りなく継続し、迅速・正確にお届けすることで、生命保険会社としての使命を全うすること、②当社従業員の被災に対して迅速・的確に対応し、人命の安全と被災の軽減を図ること、を主な目的として、災害時の業務継続計画を策定しています。

まず、「保険金等のお支払業務の継続への備え」としては、保険金支払い部門やコンピュータセンター等がある多摩本社ビルは、震度7の地震にも充分耐え得る耐震性があります。また、停電になった場合も、自家発電機により6日分の発電が可能です。

一方、お支払業務を行う人員面については、多摩本社の近くに自宅があり、電車等を使用せずに出勤できる職員を、緊急対応要員として対応するなどの対策を講じています。

さらに、万が一、コンピュータが停止した場合は、関西地区にあるバックアップシステムへの切り替えを行い、保険金等のお支払いを継続します。

また、本社だけでなく、各拠点に対しては、コンサルティング会社と共同で全国の各営業所の地域の地震・津波・噴火等の災害リスクの特性を分析し、それを踏まえた「拠点別防災計画」を順次策定しています。

次に、「実際に大地震が発生した場合の対応」についてご説明します。

まず、遅滞なく「総合災害対策本部」を立上げ、本部長である社長の陣頭指揮のもと、各種の対策を行うこととしています。

そして、当該本部のもと、初動段階では、被災した従業員への対策として、安否や被災状況の確認、救援物資の配送等の物資面の支援に加えて、被災した支社や営業所に、本社から支援要員を派遣する等の人的対応を行うこととしており、今回の熊本地震では本社から20名を派遣しています。

また、被災されたお客様に対しては、契約の特別取扱等を行うこととしています。

熊本地震では、こうした対応を実施しましたが、一連の対応についての検証等を通じて、今後、よりの確・迅速な対応が取れるよう、随時、見直しを行ってまいります。

質問  
6

死亡保障のみ、入院給付金のみ、診断時の一時金のみ等の目的ごとに特化した保険の種類を増やしてほしい。また、家族型や、家族で加入した場合の保険料の割引等、お得感のある保険があれば、気軽に入りやすいのではないかと思います。

回

答

浜野執行役員

当社の保険王は、死亡保障・医療保障・介護保障等の単体商品を組み合わせて加入することができる、自在性のある商品です。従来型の商品と異なり、ご契約後も、結婚やお子様の誕生・独立といった変化するお客様のライフステージに合わせて、必要な部分だけ保障を見直すことができるため、一生涯付き合っ頂ける保険となっています。

ご意見を頂いたように、死亡保障のみ、医療保障のみ等、保障内容を絞り込むことで、保険料を抑えて加入することも可能です。

一方、よりシンプルで低廉な保険に加入したいというお客様向けに、平成25年7月から医療保障に特化した「スマイルシリーズ」を、保険ショップ等の代理店向けチャンネル専用商品として提供しています。

今後も、多様なお客様ニーズに応えるため、商品ラインナップの充実に努めてまいります。

なお、「家族型商品」や「家族で加入した場合の保険料割引」については、過去に取扱っていましたが、いずれも複雑でお客様にとって分かりづらく、とりわけ「家族型商品」については、給付金請求のご案内漏れ等が生じやすいといった課題があったことから、現在は取扱いを停止しています。このような経緯がありますが、ご意見を踏まえ、お得感のある商品やサービスについて、今後、継続検討してまいります。

**質問 7** 会計監査人について、昨年金融庁が処分した新日本有限責任監査法人を引き続き使うこととした理由を教えてください。

**回答** 井上監査役

会計監査人の再任に関しては、他の監査役も同意見ですので、監査役会を代表して回答します。

議案書の18頁「5. 会計監査人に関する事項」の「(1)会計監査人の状況」の注3に記載の通り、金融庁が平成27年12月22日付で株式会社東芝の会計監査に関わる公認会計士7名と併せて新日本有限責任監査法人に対する行政処分を公表しています。

監査役会では、「監査役監査基準」の附属規程として会計監査人の選任等の決定手続に際して確認すべき事項、例えば、品質管理体制、監査計画の充分性等を定めており、この規程に基づき会計監査人の当期に係る監査活動の相当性を確認し、審議のうえで会計監査人の再任の可否を決定することとしていますが、特に今回の行政処分に関しては、①当社を担当する監査チームは、行政処分の対象となった公認会計士と係わりのないこと、②同監査法人の業務改善計画の内容及び計画が着実に実施されていること、③業務改善計画の施策として実施された、当社を担当する監査チームの自主点検結果について、その内容が妥当であること、の各項目について確認しています。

併せて、同監査法人について欠格事由がないことを確認した上で、議案書18頁の「(3)会計監査人に関するその他の事項」の①に記載している「会計監査人の解任及び不再任の決定方針」に該当する事項(職務上の義務違反・怠慢、非行、心身の故障)がないことを確認し、新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することが適当と判断しました。

## II. 議場での質問

**質問 1** 朝日生命ポジティブアクションの中で、平成32年における女性リーダー比率30%を掲げていますが、目標達成に向けての施策を教えてください。

**回答** 菊池取締役

「朝日生命ポジティブアクション」とは、当社の女性の活躍推進の名称です。この活動は、平成18年度にスタートしました。

スタート前の平成17年度始の女性リーダー数は56名であり、女性リーダー比率は4%でした。

直近の平成28年度始の女性リーダー数は227名であり、女性リーダー比率は18%まで上昇しました。人数では、約10年で4倍強となりました。目標の平成32年度末の女性リーダー比率30%までは、残り12%となっています。

この目標に向けた施策として、5点に取り組んでいます。

①女性職員の体系的な育成プログラム「朝日ウィメンズ・レポリューション・プログラム」の実施

具体的には、全国から女性リーダー候補者250名を選抜し、社外講師による講演やグループディスカッションで構成した「キャリアサポートフォーラム」を東京で開催するとともに、候補者全員と人事面談等を行い、女性人材の育成に取り組んでいます。

②職務・役職へ主体的に応募できる制度であるジョブ・トライ・システムの活用

③管理職を対象とした女性活躍推進セミナーの実施

④新卒採用における女性比率30%の達成等による優秀人材の確保

⑤計画年休制度、男性の育児・介護参加プロジェクトの推進等の就労環境の更なる整備

以上の施策を通じて、4年後の目標達成を目指すとともに、女性の力を十分に発揮させることにより、当社の生産性・企業価値の向上につなげてまいります。

質問  
2

単身者の増加等の家族構成の多様化を踏まえ、死亡保険金受取人に指定できる親族の範囲を拡大することはできないでしょうか。

回 答

米田執行役員

死亡保険金受取人に指定できる範囲については、保険契約が悪用されることを防止するため、平成27年度までは原則として2親等以内の血族の方とするようお願いしていました。平成28年度からは、単身者の増加等の家族構成の多様化を踏まえ、その範囲を3親等以内の血族の方に拡大しています。

なお、事実婚等のライフスタイルの変化を踏まえ、お客様のご事情を個別に確認のうえ、保険契約が悪用されるおそれがない場合は、3親等以内の血族以外の方であっても死亡保険金受取人に指定していただくことができます。